

## 安芸地区市町村PTA連絡協議会表彰規程

第1条 この規程は、安芸地区市町村PTA連絡協議会（以下地区Pと称す）会則第4条第5項に基づきこれを定める。

（受賞者の選考基準）

第2条 多年PTA活動に従事し、その功績顕著なる者であって、各市町村PTA連絡協議会より申請を受け、地区P表彰審査委員会において決定した者。

（表彰者数）

第3条 表彰者数は、下記表彰者数を原則とする。

（表彰方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与し又は感謝状を贈呈して行う、但し、記念品を贈呈することができる。表彰状及び感謝状は、地区P連会長名で行う。

（表彰審査委員会の構成）

第5条 表彰審査委員会は、本会の役員と東部教育事務所代表者によって構成する。

（表彰の時期）

第6条 毎年地区P連研究大会において行うことを原則とする。但し、特別な事情がある場合は臨時にこれを行う。

第7条 表彰申請書の提出期限は、役員会で決める。申請書の様式は別表によるものとする。

- 附則 1 この規程は、昭和62年7月1日から施行する。  
2 この規程は、平成15年5月31日から施行する。（第6条 別表①）  
3 この規程は、平成26年5月31日に一部改正する。（第4条）

別表①

市町村P連	表彰者数	市町村P連	表彰者数
東洋町	1名	中芸地区	3名
室戸市	3名	安芸市・芸西村	3名・1名